

地方公務員制度改革関連法案について

本日、政府は地方公務員の労働関係に関する法律案等について、閣議決定を行った。

我々地方六団体は、先般「国と地方の協議の場」において、政府の制度案について、地方公務員の実質的な身分保障を維持しつつ協約締結権を付与するものであり、「公務員優遇」の批判を免れず、給与決定に至る行政コストも増大すること、消防職員への団結権等の付与は指揮命令系統の混乱をもたらす消防活動に支障をきたすこと等の問題点を指摘したところである。

また、制度設計上も地方の特性や多様性が考慮されておらず、民間給与の調査方法や団体交渉当事者の認定要件等について検討が不備であることを指摘し、法案化に反対せざるを得ないとの意見を表明した。

本日閣議決定された法律案は、依然として根本的な問題を内包しており、未だ議論が尽くされたものとはなっておらず、地方の意見を真摯に反映しなければ、地方及び国民の理解を得ることは難しい。

「国と地方の協議の場」における分科会を設置し議論を尽くすべきとの我々の意見にかかわらず、政府が法律案の閣議決定を行ったことは甚だ遺憾である。

平成 24 年 11 月 15 日

地方六団体

全国知事会会長	山田啓二
全国都道府県議会議長会会長	山本教和
全国市長会会長	森 民夫
全国市議会議長会会長	関谷 博
全国町村会会長	藤原忠彦
全国町村議長会会長	高橋 正